様式６

入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について、「基本診療料の施設基準等」の第四の基準に適合しているかどうか確認し、右欄の該当するものいずれか１つに〇をすること。

適合している　・　適合していない

該当に〇	入院基本料等		今回の届出 病棟数	今回の届出 病床数	届出区分	病棟数	病床数	入院患者数 届出時	入院患者数 １日平均	平均在院日数
	総病床数									
	一般病棟入院基本料									
	一般病棟入院基本料									
	（月平均夜勤時間超過減算）									
	一般病棟入院基本料									
	（夜勤時間特別入院基本料）									
	一般病棟入院基本料（特別入院基本料）									
	療養病棟入院基本料									
	療養病棟入院基本料（特別入院基本料）									
	結核病棟入院基本料									
	結核病棟入院基本料（月平均夜勤時間超過減算）									
	結核病棟入院基本料（夜勤時間特別入院基本料）									
	結核病棟入院基本料（特別入院基本料）									
	結核病棟入院基本料（重症患者割合特別入院基本料）									
	精神病棟入院基本料									
	精神病棟入院基本料（月平均夜勤時間超過減算）									
	精神病棟入院基本料（夜勤時間特別入院基本料）									
	精神病棟入院基本料（特別入院基本料）									
	特定機能病院入院基本料	一般病棟								
		結核病棟								
		精神病棟								
	専門病院入院基本料									
	障害者施設等入院基本料									
	障害者施設等入院基本料（月平均夜勤時間超過減算）									
	救命救急入院料									
	特定集中治療室管理料									
	ハイケアユニット入院医療管理料									
	脳卒中ケアユニット入院医療管理料									
	小児特定集中治療室管理料									
	新生児特定集中治療室管理料									
	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料（再掲）									
	総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児								
		新生児								
	新生児治療回復室入院医療管理料									
	地域包括医療病棟入院料									
	一類感染症患者入院医療管理料									
	特殊疾患入院医療管理料（再掲）									
	小児入院医療管理料（５は再掲）									
	回復期リハビリテーション病棟入院料	病棟入院料								
		入院医療管理料								

	地域包括ケア病棟入院料	病棟入院料								
		病棟入院料（注９に係る届出）								
		入院医療管理料								
	特殊疾患病棟入院料									
	緩和ケア病棟入院料									
	精神科救急急性期医療入院料									
	精神科急性期治療病棟入院料									
	精神科救急・合併症入院料									
	児童・思春期精神科入院医療管理料									
	精神療養病棟入院料									
	認知症治療病棟入院料									
	特定一般病棟入院料									
	地域移行機能強化病棟入院料									
	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料									

※１つの特定入院料について、複数の届出を行う場合には、全て別に記載すること。

１日平均入院患者数の算出期間　※１	年　月　日 ～　年　月　日
平均在院日数の算出期間　※２	年　月　日 ～　年　月　日

※１　「１日平均入院患者数」は、直近１年間の数値を用いて、別添２の第２の４に基づき算出すること。

※２　「平均在院日数」の算出期間は、直近３か月間の数値を用いて、別添２の第２の３に基づき算出すること。

［記載上の注意］

１　今回の届出に係る病棟に関しては左端の欄に〇を記入すること。

２　病棟数及び病床数については、「今回の届出」の欄にのみ記載すること。

３　「届出区分」の欄は、下表の例により記載すること。

入院基本料	区分等
一般病棟入院基本料	急Ａ，急Ｂ， 急１，急２，急３，急４，急５，急６， 地１，地２，地３
療養病棟入院基本料	１，２
結核病棟入院基本料	７対１，10対１，13対１，15対１，18対１，20対１
精神病棟入院基本料	急Ａ，急Ｂ， 10対１，13対１，15対１，18対１，20対１
特定機能病院入院基本料	
一般病棟	Ａ７対１，Ａ10対１，Ｂ７対１，Ｂ10対１，Ｃ７対１，Ｃ10対１
結核病棟	Ａ７対１，Ａ10対１，Ａ13対１，Ａ15対１，Ｂ７対１，Ｂ10対１，Ｂ13対１，Ｂ15対１，Ｃ７対１，Ｃ10対１，Ｃ13対１，Ｃ15対１
精神病棟	Ａ７対１，Ａ10対１，Ａ13対１，Ａ15対１，Ｂ７対１，Ｂ10対１，Ｂ13対１，Ｂ15対１，Ｃ７対１，Ｃ10対１，Ｃ13対１，Ｃ15対１
専門病院入院基本料	７対１，10対１，13対１
障害者施設等入院基本料	７対１，10対１，13対１，15対１

４　特定入院料の区分は下表の例により記載すること。

特定入院料	区分等
救命救急入院料	１，２
特定集中治療室管理料	１，２，３
ハイケアユニット入院医療管理料	１，２，注５
新生児特定集中治療室管理料	１，２
地域包括医療病棟入院料	１，２
小児入院医療管理料	１，２，３，４，５
回復期ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病棟入院料	１，２，３，４，５
地域包括ケア病棟入院料	１，２，３，４
地域包括ケア入院医療管理料	１，２，３，４
特殊疾患病棟入院料	１，２
緩和ケア病棟入院料	１，２
精神科急性期治療病棟入院料	１，２
認知症治療病棟入院料	１，２
特定一般病棟入院料	１，２

５　栄養管理体制に関する基準（常勤の管理栄養士が１名以上配置されていること）を満たさないが、非常勤の管理栄養士又は常勤の栄養士が１名以上配置されており、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から１日につき40点減算される対象の保険医療機関である。（いずれか１つに〇をすること）

該当する・該当しない

６　療養病棟入院基本料の届出を行う場合にあっては、各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分三の患者」と「医療区分二の患者」との合計の割合、又は各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分一の患者」の割合が分かる資料として様式６の２を添付すること。